

## 安全保障理事会

配布：一般

2014年12月30日

原文：英語

### ヨルダン：決議案

安保理の従前の諸決議、とりわけ諸決議 242 (1967) ; 338 (1973)、1397 (2002)、1515 (2003)、1544 (2004)、1850 (2008)、1860 (2009) およびマドリード原則を再確認し、

二つの民主的な国家、イスラエルとパレスチナが、安全なまた承認された境界の範囲内で平和に並んで生活する地域の安保理のビジョンをくり返し表明し、

自決および首都としての東エルサレムをもつ、パレスチナの国家における独立に対するパレスチナの人々の権利を再確認し、

1947年11月29日の総会決議 181 (II) を想起し、

武力による領土獲得を容認しない原則を再確認しそして東エルサレムを含む、1967年以降の占領下の領域に入植地を設立することにおけるイスラエルの政策と慣行は、法的有効性をもたずまた中東における包括的な、正当かつ恒久的な平和を達成することに対する重大な障害を構成することを、特に、認定している安保理諸決議 446 (1979)、452 (1979) および 465 (1980) を想起し、

1980年8月20日の決議 478 (1980) を含む、エルサレムの地位に関する安保理の関連する諸決議もまた想起し、そして東エルサレムの併合は、国際社会により認められていないことを念頭に置き、

アラブ和平イニシアティブにおいて明記されたとおり、国際法および決議 194 (III) を含む関連諸決議に基づきパレスチナ難民の問題を解決することの義務を確認し、

占領下のパレスチナ領域における壁建設の法的効果に関する 2004年7月9日の国際司法裁判所の

勧告的意見を想起し、

ガザ地区は、1967年に占領されたパレスチナ領域の不可分の一部を構成することを強調し、そして国際人道法に従った、人および物資の通常の流れのためにその国境検問所を持続的にまた定期的に開くことを含む、ガザ地区における情勢に対する持続可能な解決を求め、

2012年に世界銀行およびIMFにより認められたパレスチナ国家建設取組における重要な進展を歓迎し、そして独立に対する準備におけるパレスチナ機関建設計画に対して貢献するという全ての国家および国際機構に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、

イスラエル-パレスチナ紛争の正当な、恒久的なそして平和的な解決は、相互承認、暴力、扇動と恐怖からの自由および二国家間解決に対する永続している公約に基づき、従前の合意および義務に基礎を置いている、平和的手段によってのみ達成されることができるとを再確認しそしてイスラエル-パレスチナ紛争に対する唯一の実行可能な解決は、1967年に始まった占領を終わらせ、当事者が以前示した全ての最終的な地位問題を解決し、そして両当事者の合法的な憧れを満たす合意であることを強調し、

文民に対して向けられた全ての暴力および敵対行為並びに全てのテロ行為を非難し、そして決議1373(2001)の下での全ての国家の義務について全ての国家に注意を喚起し、

文民の安全と福祉を確実にしまた武力紛争の状況における彼らの保護を確実にする義務を想起し、

安全なまた国際的に認められた境界の中で平和に生活する同地域における全ての国家の権利を再確認し、

最終的な平和的解決を達成することを目的とした当事者間の交渉を促進しまた先へ進める2013/14における合衆国の取組に感謝しつつ留意し、

紛争に対する長期の解決を確保するのを援助する安保理の責任を認識し、

1. 本決議の採択後遅くとも12か月で、1967年以降のイスラエルの占領に終わりをもたらしそし

て相互にまた国際的に認められた境界の中で平和にそして安全に並んで生活している、二つの独立した、民主的でそして繁栄した国家、イスラエルと主権を有する、隣接するそして実現可能なパレスチナ国家のビジョンを実現する正当な、恒久的なそして包括的な平和的解決を成し遂げる緊急の必要性を確認する。

2. 交渉による解決は、以下のパラメーターに基づくことを決定する。

- 相互に合意し、限定された、同等の土地の交換で 1967 年 6 月 4 日の線に基づく境界；
- 2017 年末を越えない、合理的な時間枠の中で合意された移行期間を過ぎて、1967 年に始まった占領を終わらせる、イスラエル占領軍の完全かつ段階的な撤退を含む、パレスチナ国家の主権を保証しそして尊重し、そして効果的な境界の安全保障を通してまたテロリズムの復活を防ぐことそして同地域において生じつつあるまた極めて重要な脅威を含む安全上の脅威に効果的に対処することによりイスラエルとパレスチナの双方の安全を確実にする、第三者の駐留を含む、安全保障取極；
- アラブ和平イニシアティブ、国際法および決議 194（Ⅲ）を含む関連する国際連合諸決議に基づく、パレスチナ難民問題に対する正当なそして合意された解決；
- 両当事者の合法的な憧れを実現しそして礼拝の自由を保護する二国家の首都としてのエルサレムの地位についての正当な解決；
- 水および収監者を含む、全ての他の未解決の問題の公正な解決；

3. 最終地位協定は、占領に終止符を打ち、また全ての請求に終止符を打つものとしまた直ちに相互承認を導くものとすることを認識する。

4. 安全保障取極を実施するための計画および予定表を明確にすることは、本決議で確立される枠組の範囲内の交渉の中心に置かれるものとすることを確認する。

5. 本決議で明確にされる時間的枠組の範囲内で国際連合の完全な加盟国としてのパレスチナを歓迎することを期待する。

6. 両当事者に対し、信用構築の活動に真剣に従事することそして誠実に交渉しまた扇動や挑発的な行為や声明のあらゆる行為を自制することにより平和の追求に共に行動することを促し、そして全ての国家および国際機構に対し、信頼醸成措置における当事者を支援することまた交渉に資する雰囲気

貢献することもまた求める。

7. 全ての当事者に対し、1949年8月12日の戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約を含む、国際人道法の下での自らの義務を守ることを求める。

8. 中東における近隣関係の十分な可能性を開くであろう、同地域における包括的な平和を達成する同時の取組を奨励しそしてアラブ和平イニシアティブの完全実施の重要性をこれに関連して再確認する。

9. 当事者が確立された時間的枠組の範囲内で合意に達しそして政治的支援並びに紛争後と平和構築取組に対する確実な支援の提供を含む、最終的な地位のあらゆる側面の実施を援助する主要な利害関係者の、当事者に沿った、密接な関与を確実にする更新された交渉枠組を求め、そして交渉を始める国際的な会議を開催する提案を歓迎する。

10. 両当事者に対し、緊張を拡大しそして本決議において定められたパラメーターに基づく二国解決の実行可能性と達成可能性を損なう、何らかの一方的なまた違法な行動、並びに全ての挑発行為と扇動を控えることを求める。

11. これに関連して、東エルサレムを含む、1967年以降占領されたパレスチナ領域における全てのイスラエルの入植活動の完全停止を求める安保理の要求をくり返し表明する。

12. 近東における国際連合パレスチナ難民救済事業機関および他の国際連合機関を経由したパレスチナの一般住民に対する拡大された人道援助の提供をとおしたまた当事者間の停戦の定着を含む、危機の基本的な問題に対処する重大な取組をとおしたものを含む、ガザ地区における持続できない状況を是正する直ぐの取組を求める。

13. 事務総長に対し、3か月毎に本決議の実施について報告することを要請する。

14. この問題に引き続き取り組むことを決定する。